

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和七年
号外 (七)
十二月五日
(金曜日)

令和七年十二月五日

駅館川地区尾立二工区
地 区 名

令七・一二・二五まで
縦 覧 期 間

宇佐市役所
縦 覧 場 所

目 次

告 示

土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（二件）

○告 示

大分県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次とおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年十二月五日

大分県知事 佐藤樹一郎

地 区 名

縦 覧 期 間

縦 覧 場 所

駅館川地区板場四工区

令七・一二・二五から
令七・一二・二五まで

宇佐市役所

大分県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次とおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年十二月五日

大分県報号外（告示）